

四街道市低入札価格調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、四街道市が発注する工事の請負契約に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の13に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準（以下「低入札価格調査の基準」という。）及び低入札価格調査の基準を下回る入札の調査について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 四街道市が発注する設計金額1億5千万円以上の工事の請負とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札については、この要領を適用するものとする。

(低入札価格調査の基準)

第3条 低入札価格調査の基準となる額（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額。以下この項及び次項において同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）から千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに100分の75から100分の92までの範囲内で市長が定める割合を入札書比較価格に乘じて得た額から千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(入札者への周知)

第4条 経営企画部契約課長（以下「契約課長」という。）は、次の各号に掲げる事項について入札者への周知を図るものとする。

- (1) 低入札価格調査の基準の設定があること。
- (2) 低入札価格調査の基準を下回った入札が行われた場合の入札の終了方法及び結果の通知方法
- (3) 低入札価格調査の基準を下回った入札を行った者は最低価格を入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札価格調査の基準を下回った入札を行った者の事後の事情聴取等への協力。また、当該事情聴取等に協力しない者は入札を無効とすること。

(入札の執行)

第5条 低入札価格調査の基準を下回る入札が行われた場合には、契約課長は落札の決定を保留するものとし、入札者に対し、落札者は後日決定する旨を通知する。

(調査の実施)

第6条 契約課長は、低入札価格調査の基準を下回る入札を行った者について、次の各号に掲げる内容を調査するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況及び配置予定技術者名簿
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (8) 手持機械の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した同種の公共工事の実績及びその成績状況
- (11) 経営内容
- (12) 経営状況
- (13) 信用状況

2 契約課長は、前項の調査の結果を低入札価格審査書（様式第1号）により低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。

3 審査委員会は、前項の規定に基づく審査を行った結果を、低入札価格審査結果通知（様式第2号）により契約課長に通知するものとする。

(落札者の決定)

第7条 契約課長は、審査委員会の審査結果を踏まえて、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するものとする。

(結果通知)

第8条 契約課長は、落札者を決定したときは、当該結果について落札者、落札者としていない者及びその他の入札者全員に対して通知を行うものとする。

(契約の締結)

第9条 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とするものとする。

2 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2に相当する金額を超えてはならない。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

ただし、平成26年3月31日までに完了する工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四街道市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知する対象工事等に適用する。ただし、令和元年10月1日までに引き渡しを受ける対象工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要領は、施行の日以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知する対象工事に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要領は、施行の日以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知する対象工事に適用する。

低 入 札 価 格 審 査 書

提出年月日	年 月 日	契約課長氏名		
工事名			工事種別	
入札執行年月日	年 月 日			
工事箇所				
設計金額	円			
予定工期	年 月 日 ～ 年 月 日			
低価格入札者				
調査結果				
工事担当課長 意見				
契約課長意見				

様式第2号（第7条）

年 月 日

契約課長 様

低入札価格審査委員会
委員長

低入札価格審査結果通知

年 月 日付けで提出のあった低入札価格の調査について、下記のとおり通知します。

記

工 事 名
審査結果

契約内容に適合した履行がされないおそれ 有 無